

第2回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和3年2月2日（火） 13:30～14:30

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室

3. 出席者 内閣府
内閣府原子力委員会
上坂委員長、佐野委員、中西委員
内閣府原子力政策担当室
竹内参事官、實國参事官
環境省
渡邊参事官、佐川参事官補佐

4. 議 題

- (1) 令和2年度版原子力白書の特集に係るヒアリング（環境省）
- (2) その他

5. 配布資料

- (1) 東日本大震災からの被災地の復興・再生に向けた環境省の取組

6. 審議事項

（上坂委員長）それでは、時間になりましたので、第2回原子力委員会定例会議を開催いたします。

本日の議題ですが、一つ目が令和2年度版原子力白書の特集に係るヒアリング（環境省）、二つ目がその他であります。

それでは、事務局から説明の方よろしく申し上げます。

（竹内参事官）一つ目の議題は、令和2年度版原子力白書の特集に係る環境省からのヒアリングについてです。令和2年度版原子力白書については、「福島第一原発事故後10年を迎えて」を特集テーマとし、2月から4月にかけて原子力委員会定例会にて有識者等からのヒア

リングや議論を行い、本年夏を目途の原子力委員会決定を予定しております。今回は環境の被災地の復興・再生に向けた取組についてヒアリングを実施いたします。

本日は、環境省環境再生・資源循環局放射性物質汚染対処技術担当、渡邊参事官より御説明の方を頂きます。

それでは、説明の方をよろしく願いいたします。

(渡邊参事官) 環境省の渡邊です。よろしく願いいたします。

お手元に資料があるかと思えますけれども、今回は「東日本大震災からの被災地の復興・再生に向けた環境省の取組」ということで御説明をいたします。

めくっていただきまして1ページ、これまでの大まかな歩みをまとめたのがこの1枚でございます。

御存じのとおり3月11日に東日本大震災が発生いたしまして、それ以降、枠囲みの中に記載しておりますけれども、放射性物質汚染対処特別措置法というものを制定しまして、これが8月30日に公布されたわけですけれども、これに基づきまして、環境省は除染等の環境再生の取組をこれまで取り組んできたという次第であります。

このページの左側に、時系列でこれまでの歩みを簡単にまとめてありますけれども、2012年の1月、地震が起きて約1年弱たって、年が改まりまして1月から、この特措法に基づく土壌等の除染等の措置であるとか、汚染廃棄物の処理、これを開始したというところがあります。

また、除染をしますと、「除去土壌」というふうに法律上申しておりますけれども、土が発生いたします。それを中間的に貯蔵するという施設を整備しておりますので、そちらへの輸送を開始したというのが、2015年の3月ということになっております。

それから、1つ飛びまして2017年の11月、福島県の浜通りの方に特定廃棄物埋立処分施設というものを、地元の御理解を頂きまして設置しております。そちらへの搬入を開始したというのが2017年の11月でございます。

それから、12月ですけれども、今も除染の事業をやっておりますけれども、帰還困難区域という中の特定復興再生拠点区域という部分において、家屋の解体であるとか除染の工事に着手したというのがこの2017年の12月であります。

それから、2018年の3月、今申し上げました帰還困難区域内を除きまして、全ての市町村で面的除染が完了したということで、おおよそ3年弱ほど前に面的な除染は完了したということになっているところでもあります。

このページ右側の方に写真を2つ載せて、宅地の除染であるとか、被災家屋の解体の御紹介をしておりますけれども、次ページ以降で詳しく述べさせていただきますので、こちらの説明は省略させていただきます。

めくっていただきまして、2ページですけれども、これより環境再生事業の枠組みについて御説明をさせていただきます。

「環境再生事業の概要と役割分担」と題しておりますけれども、この事業を主にやっていますのは福島県を中心とした地域ということになります。特に下の地図で拡大してある、この太枠の部分ですね、こちら、福島第一原子力発電所の周りということになるのですけれども、こちらに避難指示が発令された区域というのがあります。そちらは、先ほど申しました特措法に基づきまして、除染特別地域また汚染廃棄物対策地域というふうに設定されておまして、この部分は国が除染なり廃棄物処理を担当するという役割分担になっております。

この太枠で囲んだ部分以外のところですね、こちらにつきましては、国が汚染状況重点調査地域というものを指定いたしまして、実際に除染を実施するのは市町村ということになっております。また、廃棄物につきましては、この区域に関わらず8,000Bq/kgを超える廃棄物は指定廃棄物として国が対応する、それ以外の廃棄物は市町村又は排出事業者が処理責任を負うという枠組みになって、役割分担しているところであります。

めくっていただきまして、3ページですけれども、これらの除染等の措置であるとか汚染廃棄物の処理をもう少し詳しく述べたいと思います。このページ左側が土壌の関係、いわゆる除染の関係、それから、右側が廃棄物処理の流れということになります。

左側の除染の措置ですけれども、①除染特別地域、これは国がやるというところですが、環境大臣が除染特別地域を指定いたしました。地図の太枠で囲んだ部分です。原子力発電所の周り、それから、主に北西方向に放射性物質が飛びましたので、そちらの方に伸びているというような地域です。この中で除染実施計画というものを環境大臣が作り、また国による除染等の措置等を実施しているというところであります。

これ以外の地域の除染につきましては、環境大臣が対象地域というのを指定いたします。その中で市町村長が除染実施計画というものを策定いたしまして、市町村長等は実施を行うということになっているのですけれども、予算的には国が措置をするという役割分担になっております。

それから、右側の廃棄物の流れですけれども、①とありますところが、廃棄物全体を特定廃棄物というふうに名前を付けておりますけれども、二種類ありまして、対策地域内廃棄物

という、先ほどの除染特別地域と同じなのですけれども、ここから出てきた廃棄物というのは環境大臣が計画を作って国が処理をする。そして、②指定廃棄物ですけれども、地域によらず8,000Bq/kg超えの廃棄物は国が処理するというので、この①、②、二つ合わせて特定廃棄物というものの処理を行っているところであります。

それから4ページですけれども、このページは福島県内の処理フローというものですけれども、実際にどういうふうの流れていくのかというのを説明させていただきたいと思います。

除染なのですけれども、左側、土壌と除染に伴って出てくる廃棄物と、大きく分けると二つあります。その中にも燃やせるものであるとか、できるだけ体積を減らせるもの、減容化できるものというものがありますので、焼却等の処分をして体積を減らした上で、中間貯蔵施設に持っていくというのが除染の流れであります。

それから、廃棄物ですけれども、指定廃棄物、そして、対策地域内廃棄物、これらも可燃性のものなんかは焼却をしてできるだけ減容化をいたします。その後、10万Bq/kgを超えたものにつきましては、中間貯蔵施設に運んでおります。それから、10万Bq/kg以下のものにつきましては、特定廃棄物の埋立処分施設ということで、下に※で小さく書いてありますけれども、旧エコテッククリーンセンターというものがありましたので、こちらに埋立処分を行っているところです。

それから、めくっていただきまして、次の福島県以外の地域でどうなっているのかというのがこのフローでありまして、除染したものの、土壌、廃棄物、減容化するのですけれども、処分方法検討中という状況になっております。それから、廃棄物の方ですけれども、特に量が多い宮城県、栃木県、千葉県なんかは長期管理施設というものを提案して、働きかけを続けているところということになっております。

それから、次のページにいていただきまして、ここから除染の実施状況について御説明を差し上げます。

東日本一帯で8県、それから、その中に100市町村あるわけですけれども、こちらの方で除染に取り組みました。右側の拡大図の中で、灰色で塗ってあるのですけれども、この真ん中の部分、帰還困難区域となっておりますので、これ以外のところにつきましては、除染特別地域につきましては2017年、平成29年の3月に面的除染を完了したと。そして、汚染状況重点調査地域につきましては、2018年の3月に面的除染を完了したということで、この図、また完了したことにつきましては、原子力白書でも記載していただいているところであります。

1枚めくっていただきまして7ページ、こちらは除染の効果等ということで、国が直轄で除染をしました地域の例をグラフにしております。

それぞれ宅地、農地、森林、道路と除染のやり方が違いますので、低減の割合は異なっておりますけれども、それぞれの一番左の棒グラフは除染前の空間線量率、そして真ん中の棒、これが除染をした直後の空間線量率、宅地であれば60%空間線量が下がっている。農地であれば59%、森林であれば30%と、除染の効果が見られているところであります。

それから、事後モニタリングをおおよそ除染をやってから半年から1年ぐらいの後に測ったもの、この辺で、自然減衰等もありますので、やはり下がっていると共に除染の効果が継続しているということを確認しているところであります。

それから、次8ページにまいりますけれども、こちらは特定復興再生拠点区域ということで、帰還困難区域内で今も除染の事業を続けているところであります。

下に小さな地図ですけれども、対象となる6町村の地図を載せております。これらが対象6町村でありまして、こちらで除染の事業を続けております。それぞれの地図の下に避難指示の解除の予定を載せておりますけれども、双葉町、それから大熊町、それから下の右端の葛尾村、こちらの方で、2022年の春ですので、あと1年余りで避難指示解除予定という目標を立てて除染を続けているところであります。そのほかの3つの町村につきましては2023年の春頃ということで、避難指示解除があと2年ほどで行われるという目標を立ててやっております。

それから次の9ページですけれども、こちらは実際の作業内容でありまして、上の方に除染の作業内容、草が繁茂しておりますので、これを伐採して、表土をおおよそ5cm程度はぎ取るというような作業をしております。それから、下の方は、解体事業の流れでありまして、建物の解体につきまして、更地にするというような事業を進めております。

それから、次のページですけれども、こちらから中間貯蔵事業の実施状況についての御説明を差し上げます。

この10ページですけれども、中間貯蔵施設区域の概要ということで、上が東側になりまして、太平洋が少し写っております。真ん中にあるのが福島第一原子力発電所のエリア、そして、その周りを取り囲むように中間貯蔵施設区域というものを設定して、今、事業を行っております。下の方は、おおよそ国道6号線と太平洋に挟まれた、左側が双葉町、そして右側が大熊町、こういった位置に事業をやっているところであります。

次のページを見ていただきたいのですけれども、先ほどの中間貯蔵施設区域、約1,60

0 h a ございます。この1, 600 h a を大きく分けると、民有地が約1, 270 h a、そして公有地が330 h a ということ、今、中間貯蔵施設の用地として買収をさせていただいたり、地上権設定をさせていただいたりして、使ってもいいというふうに御理解をいただいているところが民有地で9割以上、そして公有地も入れて4分の3ほどの用地の手当ができています。

それから12ページですけれども、こちら、中間貯蔵施設事業の流れとなります。下の図で左上のところ、仮置場等と書いてありますけれども、除染をした後、フレコンバッグという袋に入れた土をこのように積みまして、シートを被せたものを仮置場として、福島県内をはじめ各地に備えております。

そちらの仮置場から中間貯蔵施設に輸送するというので、仮置場から中間貯蔵施設に行く前に焼却施設に行くもの、これが下に行って右に行く矢印でありまして、仮設焼却施設を通ったものは灰の形になって中間貯蔵施設に入る。また、土壌の形で入るものは中間貯蔵施設に入った後、受入・分別施設というところで分別をしまして、可燃物なりと土を分けて、可燃物については中間貯蔵施設の中にある減容化施設に持っていくと。そこで焼却等をして灰になって、コンテナに入れて、廃棄物貯蔵施設とありますけれども、倉庫のようなものですね、そちらの方に保管をしているという状態です。土につきましては、土壌貯蔵施設というところに貯蔵をしていくという作業を、今行っているところであります。

次の13ページ、おおよそこれらの除去土壌の輸送というのは10 t のダンプトラックに積んで、6個とか7個の袋に入れたものを運んでいくということになっております。今年度の例でいきますと、福島県内の25の市町村から輸送を実施しているところでありまして、全ての袋をタグを付けて管理しまして、環境モニタリング等も行っており、安全な輸送に努めているところであります。

それから、14ページですけれども、中間貯蔵施設に係る輸送の状況ということで、運び込もうという輸送対象物量はおおよそ1, 400万 m^3 あるというふうに見積もっております。これらを運んでいるわけですが、下の棒グラフ、毎年どれだけの量を運んだかというのをまとめたものがこれです。赤く真ん中辺りに累計輸送実績量というのを書いておりますけれども、去年の暮れでちょうど1, 000万 m^3 を超えたところということになりますので、おおよそ対象としているものの7割を超えたようなものを、今、中間貯蔵施設のエリアに運び込んだところという状態になっております。

ここで、次のページですけれども、中間貯蔵施設の輸送というのは仮置場から運んでいる

わけですので、搬出元の仮置場での保管状況についてちょっと御説明をさせていただきます。

仮置場というのは、真ん中に構造の断面図がありますけれども、下にシートを敷いて、上に除去土壌を入れた土嚢袋を置いて、上からシートを被せているというような施設になりますけれども、福島県内でおおよそ1,370か所ありました。これらにつきまして、今、7割を輸送しておりますので、どんどん解消しているところでありまして、運び終えたところにつきましては返地とあって、地主の皆さんにお返しするまでに元の原状回復工事というのを行ってお返しているところでありまして、おおよそ7割が解消されているところという状態になっております。

それから、16ページ、こちらは原状回復の状況の写真等ですがけれども、こういった形になっておりまして、昨年度、2019年度の実績でいきますと、194か所、原状回復してお返ししたと。今年度は280か所程度を予定しているところでありまして。

それから17ページ、こちらは中間貯蔵施設に戻りまして、その概要ということになります。中間貯蔵施設の中には、受入分別施設、また土壌貯蔵施設、焼却施設、それから、先ほどの廃棄物の保管施設等を備えております。昨年3月でこの全工程につきまして、供用を開始したということでありまして、今、安全に運び込みなり処理を行っているという状況になっております。

それから18ページですがけれども、こちらは受入・分別施設の概念図、2回ふるい分けをすることになっておりまして、粗いふるい分けのドラムを通った後、また細かい2cm角程度のふるい機を通して土壌だけになって、土壌貯蔵施設に行くというような構造になっているところなんです。

それから、次のページに写真を載せておりますけれども、これは受入・分別施設ということで、中間貯蔵施設内に受入・分別施設が9ラインほどあるのですけれども、そのうちの例で、280mの長さに幅が90mほどある敷地の中に大きなテントが建っていると、中でこのように作業を行っているというような状況です。

次が20ページ、こちらは左上が土壌貯蔵施設で、土を埋め終わった土壌貯蔵施設がこれになります。上に覆土をして、しばらく安全に管理すると。それから、右上の写真が、こちらはまだ埋めている作業中の写真というようなことになります。

それから21ページですがけれども、焼却施設、それから灰処理施設、そして廃棄物貯蔵施設ということで、真ん中下の写真はコンテナに入った貯蔵容器を定置するという作業の写真であります。この廃棄物貯蔵施設が3つ、中間貯蔵施設の中にあります。

次のページからは、こうして中間貯蔵施設に関連しまして取り組んでおりますこれからの除去土壌の再生利用について、ちょっと御説明をさせていただきます。

福島県内で発生しました除去土壌等につきましては、今、中間貯蔵施設に持っていつているのですけれども、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとしているところでもあります。でありますので、それまでの間にできるだけ最終処分量を減らさなければいけないというふうに考えているところです。22ページのフローでも、仮置場なり中間貯蔵施設から再生資材化という方に行きまして、再生利用を行うというのが一つ。そして、残ったものを県外最終処分というような概念になっております。

次のページは文字だけなのですが、二つ目の点線の箱ですね、2014年11月17日、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（改正JESCO法）というのが成立しました。この中に、先ほど申し上げましたように、「中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする。」というふうに定められているところでもあります。中間貯蔵施設を地元を受け入れていただくときに、この法定化ということが求められましたので、このように決めているところでもあります。

24ページですけれども、その後、中長期的な方針といたしまして、2016年の4月に中間貯蔵・除去土壌等の減溶再生利用技術開発戦略及び工程表というのを取りまとめています。これに基づきまして、戦略目標年を2024年度というふうに定めて、最終処分量をできるだけ減らすために、再生利用のための技術開発であるとか、理解醸成であるとか、そういった活動に取り組んでいるところでもあります。

次のページがその再生利用の基本的な考え方ということでもありますけれども、再生利用する際も、管理主体や責任体制が明確となっている公共事業なんかの盛土の中に入れるというようなことを想定しているところでもあります。

こういったことで、今、実際に動いているものを次の26ページから紹介させていただきたいと思います。

26ページは、南相馬市の小高区というところにあるかなり大きな仮置場の中に、実際の盛土構造物を作って、その線量であるとか、また水が出てきますので、そういった中に放射性セシウムがあるのかどうかというのを確認するため、実証事業を行っているところです。実際、検出下限値未満であって、安全性が確認されているというようなところでもあります。

それから、次の27ページからが、福島県北部の飯舘村というところで、農地の造成の実

証事業に取り組んでいます。

次の28ページがその図面なんですけれども、飯舘村南部の長泥地区で環境再生事業として実証事業に取り組んでいるところです。環境省が農地造成事業まで行って、後にはほ場整備等の開始ができるように、今、取り組み始めたところです。

次の29ページが航空写真になります。県道62号と書いてありますけれども、これと比曾川の間に挟まれた傾斜のある土地を平らにして営農しやすいようにということで盛土をする際に、再生利用しようという実証事業であります。既に再生資材化プラントというのを作って、来年度から盛土を始めるという工程で取り組んでいるとともに、盛土実証ヤードというところで先行的に作物を育てたりしているところでもあります。右側に写真を載せておりますけれども、お野菜だとかお花だとか、そういうものを作ってどういう状況なのかというのを確認しているところでもあります。

それから、次30ページからは、廃棄物処理について簡単に御説明いたします。廃棄物処理につきまして、放射性物質汚染対策特別措置法の基本方針という中には、最後のところですが、「指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うものとする。」というふうになっておりますので、こちらの方針に基づいて取り組んでいるところです。

次のページが指定廃棄物の指定状況ということで、10の都県で指定されているところです。右側の数量の欄を御覧になっていただければ分かりますけれども、ただ福島県が9割以上を占めておりまして、こちらの方はどうなっているのかということをお今回は御説明したいというふうに思います。

32ページが、福島県における国直轄の災害廃棄物処理進捗状況ということになります。災害廃棄物の仮置場への搬入というのは、昨年度末で約291万t完了しておりまして、焼却処理済のものは51万t、それから184万tが再生利用済というようなことで、できるだけこちらの廃棄物も再利用できるものは再利用しようということでやっているところです。

33ページですけれども、最初の方で説明いたしましたけれども、福島県内の指定廃棄物の処理につきまして、10万Bq以上のものは中間貯蔵施設に、10万Bq以下のものは既存の管理型処分場というところに行っているところです。

その管理型処分場につきまして簡単にまとめたのが、34ページということになります。地図の方に、ちょっと小さいですけれども、富岡町と楡葉町の境に既存の廃棄物処分場がありましたので、そちらを国有化するというので、こちらに運び込んでいるところでありま

す。

ただ、これは帰還困難区域から出たもの以外ということになりますので、次のページが帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域の廃棄物処理ということで、帰還困難区域内のものにつきましても、また別のところに行くということになっております。

それが36ページ、クリーンセンターふたばを活用した廃棄物の埋立処分ということで、2019年ですので、おとしの8月に基本協定を結びまして、こちらのクリーンセンターふたばというところに、帰還困難区域から出てくる廃棄物については最終処分をさせていただくということで進めているところであります。ですので、廃棄物の最終処分場は2つあるということになります。

それから、37ページ以降は情報発信、そして、理解醸成の取組について最後に説明させていただきます。今、情報発信施設を幾つか整備しております、福島市にも「除染情報プラザ」というのがあるのですけれども、ここに2つ大きく書いてあります。「リプルンふくしま」という廃棄物埋立のための情報館が富岡町に、そして、「中間貯蔵工事情報センター」というのが大熊町にありまして、3つの拠点でいろいろな情報発信活動を行っているところであります。

それから38ページですけれども、環境再生事業の理解醸成への取組状況ということで、右上、小泉大臣が先頭を切って飯舘村の花を使うであるとか、また鉢植えを置くであるとか、そういったことで実際に線量はどうなっているのかというのを示しながら、理解の醸成に努めているところということになっております。

それから、次の39ページ、福島再生・未来志向プロジェクトということで、除染、廃棄物処理はもちろんしっかりやるのですけれども、環境省の産業創生への支援というところで、リサイクル産業であったり、また自然公園等も所管しておりますので、ふくしまグリーン復興への支援であるとか、そして脱炭素まちづくり、それから地域活性化への支援ということで、ホープツーリズムや、先ほどの情報発信センターなど、こういったものを活用して福島県を支援しようということで取り組んでいるところであります。

最後40ページですけれども、更にこれを進めまして、福島県さんと環境施策推進に関する連携協定というものを、昨年8月に、小泉大臣、そして、内堀知事で締結をいたしました。そして、先ほどの未来志向の取組に加えまして、ポストコロナ社会というようなものをにらんで、そういった施策を推進していこうということで取り組んでいるところであります。

また、去年の11月には地元双葉町でシンポジウムを開くなりして、機運を盛り上げてい

るところというようなことになっております。

以上、簡単ではございますけれども、環境省の取組について御説明させていただきました。ありがとうございます。

(上坂委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

では、佐野委員からお願いできますか。

(佐野委員) 御丁寧な説明、ありがとうございます。

福島事故の被害地にとっては除染が、生活を取り戻すという意味で最も基本的に必要なことで、復興の第一歩だったのだらうと思います。非常に重要な作業で、前例のないこのような根気の要る大変な作業を長期間にわたって継続されて、一定の成果を上げてきたことについて環境再生資源循環局の御努力にまず敬意を表したいと思います。

その上で幾つか質問があるのですが、一つは、これは2018年の3月に一応終えているということですが、これは特定復興再生拠点地域を除くということですね。それについては2023年、4年辺りを目標に取り組まれているということだと思います。この特措法は、そうしますと時限立法ですか。

(渡邊参事官) 特措法自体に何年までというのはなかったと思います。

(佐野委員) ない。

(渡邊参事官) はい。やっている除染というものについては、ある程度目標を持って進めているという中で、8ページに特定復興再生拠点を紹介させていただきましたけれども、こちらは2022年の春、または2023年の春を目標に避難指示を解除しようということですので。避難指示の解除自体は環境省ではありませんが、そのための条件として一つ除染をしっかりやるというのがありますので、その目標に合わせて間に合うように今進めているというところであります。

(佐野委員) 7ページに宅地、農地、森林、道路の除染の効果のグラフがあるのですが、このグラフ、ドラスチックに線量が落ちている訳ですけども、地方自治体あるいは住民の方からはもっとやってくれという要望はございますか。

(渡邊参事官) その場所によっていろいろだというふうに思いますけれども、かなり下がっておりますので、一応皆さん納得はされているのだと思います。中には、一部、やはり高い場所があったりしますので、そういった場合はフォローアップ除染というものをして、局所的に、例えば雨樋の下とか、そういうところに線量が高いところがありますので、そういった

ところは対応させていただくというようなことをしております。

(佐野委員) 関係住民は基本的には大きな不満はないという了解でよろしいのですか。

(渡邊参事官) いろいろ人によってだと思えますけれども、我々としてはしっかり対応させていただいたというふうに考えております。

(佐野委員) それから、2点目ですけども、この予算は全て国の予算ということではよろしいのでしょうか。実施主体は地方公共団体等であるけれども、国の予算で賄ってきたということですか。

(渡邊参事官) 市町村が除染をするところにつきましても、国の方で予算は措置をするという枠組みになっております。

(佐野委員) ということですね。その場合実際の被雇用者はほぼ関係する県民ですか。

(渡邊参事官) ちょっと場合によると思うのですけれども、地元の方が雇用されている場合がありますし、非常に短期間に大勢の方に携わっていただきましたので、必ずしも地元の人でない方も多数入っているという状況だと認識しています。

(佐野委員) ありがとうございます。

それから、大きな2番目の質問で、この除染を2018年3月、それから2022年、3年をめどに一段落させて、さらに未来に向けたプロジェクト「福島再生・未来志向プロジェクト」を進めるとありますがこれは非常に明るい方向に向いていると思います。そこで幾つか質問させていただきます。

一つは、この未来志向プロジェクトのトータルの予算規模が年間どのくらいなのか。それから、2番目に、これらプロジェクトに福島あるいは関係地域の若者がどのくらい参加しているのか。特に、将来への希望とか、雇用関係とかを考えた場合に、この未来志向プロジェクトの進展が非常に重要になってくると思うのですけども。その2点、予算と、それから若い人々の関与の程度ですね、その辺りをお願いします。

(渡邊参事官) 未来志向プロジェクトの予算ということですけども、この関係の予算ですね、例えばリサイクル産業等の支援であるとか、それから国立公園・国定公園の活用というようなもの、これは全国でプールしている予算の中の一部ということになりますので、このプロジェクトに幾らかというのはちょっと今手持ちありませんので、申し訳ありませんが、そういった状況になります。

また、未来志向プロジェクトに若い方に参加していただくというのは、正におっしゃるとおりでありまして、そういった方々が参加できるような形でシンポジウムを開いていたり、

また今度3.11を迎えますので、そういった中で今作文コンクールのようなものを皆さんから募集して、そういった理解醸成であるとか、また若い方々にも参加していただくという取組を今しているところであります。

(佐野委員) ありがとうございます。

最後に、環境省がこれまで10年にわたっていろいろ除染を中心にやってこられたのですが、今後の復興再生に向けて特に若い人々に対して何かメッセージのようなものがあればお伺いしたいと思います。

(渡邊参事官) 最後に御紹介させていただきましたけれども、未来志向プロジェクトということで、福島県さんとも全面的に協定を結んで取り組んでいこうということで、環境省は福島に寄り添った対応をこれからも続けていきますので、よろしくお願いいたしたいというふうに思います。

(佐野委員) どうもありがとうございました。

(上坂委員長) では、中西委員さん。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございます。

この10年間どういうふうなことをされてきたかというのがよく分かりました。まず除染作業があつて、輸送があつて、処理があつて、貯蔵して、それから再生利用と、その工程は非常に多岐にわたるわけですが、その中で予算のことについてお伺いします。

7ページに宅地、農地、森林、道路とありますけど、それぞれ考えていくとどこが一番、予算や時間が掛かるとか、そういうのが分かりましたら教えていただきたいです。将来どれくらいの効果を上げるにはどれくらい掛かるかというのがあれば一番分かりやすいですね。

(渡邊参事官) 7ページ、4つに分けてあるのですが、内訳というのは出ていませんので、申し訳ないのですけれども。除染の作業全体で今までにおおよそ3.2兆円ほど掛かっているところでありまして。やはり広範囲ですし、非常に多くの人数も掛かりますし、地域的な広がりも非常にあります。ここに効果のもので標本数を載せておりますけれども、これらを合わせもっても50万点に近いようなものになっております。そういった形で環境再生への取組をしてきたということになっております。

(中西委員) 毎年3,000億ぐらいですか、おおよそ掛かったということかと思えます。

それで、私は植物も扱っているものですから、土壌に対する思いもあって、土壌がないと食べ物や作物は作れない、穀物はまず作れないと思うのですが、土壌が1cm作られるのに100年から1000年掛かるのですね。地元に対しては、ボランティア活動などをされていると

思うのですが、少しこの土壌に対して、単にものっていうだけではなく、有効な資源だというのを考えてほしいなど。

ですので、その点から考えますと、もう一度土を使って農地を作ろうという長泥のプロジェクトというのは非常に画期的だと思います。今のところ花を作られているようですが、このプロジェクトの将来プランを知りたいのです。将来、国は手を引いていくのでしょうか、どういうふうにするのか、ほかの地域をどうするのか。福島県は大半の方が農業で生活を立てていたのです、これはとてもいい、着目されているプロジェクトだと思うのです。そこら辺の将来像と言いますか、考えがございましたら、お教えいただきたいのですが。

(渡邊参事官) 28ページに事業の大まかな流れを、本当に大まかですけれども、一応上のところにお示しさせていただいております。今、長泥地区で実証事業という形で始まったところなのですけれども、先行的にビニールハウスの中で実際に今の長泥の気候なり条件で作物が育つのかというものを実証しております、それが先ほどの29ページの右下の写真であれば、ビニールハウスの中のお花、花きの栽培の写真ということになります。また、先行して盛土実証ヤードで行っているのは、その上の野菜を育てているところということになります。

28ページに戻っていただきますと、農地としての地盤の整備というか、盛土の事業、農地造成事業までは環境省が事業主体になって行くと、実証事業の中でやるということを考えております、これが来年から2年、3年程度、農地造成に取り組むという予定にしております。その後、上のできた後の農地、こちらで実際に恐らく土壌を作ると言うのですかね、土を作るような、そういったところまで環境省ができるかというようなこともありますけれども、徐々に実際に営農される飯舘村なり地元の方に引き継いでいくということになるのかというふうに思います。

ただ、長泥地区で実証事業をして、できれば自分たちのところでもやってみようかなというふうに思う人たちがたくさん出てくるようなものにしたいと思っておりますので、当然、地元の方と一緒に環境省もできるだけ取り組んでいくということじゃないかなと思っております。

(中西委員) ありがとうございます。

(上坂委員長) それでは、私からも幾つか質問させていただきたいのですが。

私も事故直後に伊達市の小学校の除染ボランティアに加わりました。そして7ページにありましたが、放射線センサーを持って土壌を除染した後、空間線量を測りまして、300人

ぐらいで、小学校全域ではなかったですけど、半分ぐらいやりました。ちょうどここにありますようにね、青い線ぐらいまで線量を半分にして、非常に苦勞した覚えがあります。これをこれだけの広い領域で、しかもあの土壌の量で実施されて、この平均値データを出しています。これの作業に対して本当にすばらしいと思いました。

現在、全体の除染と土壌の処理が70%ぐらい完了しているということです。今議論がありましたように、今後の農業の再生、産業の再生・復興の土壌が整いつつあるということですよね。私もいろいろ資料を見ているのですが、福島県の農業の産出量は、事故前が2,330億ぐらいで、2018年で1,130億ぐらいまで復活しているということなのですよ。ですから、もうかなり復活してきているということです。先ほどお話がありましたような、新たな再生、農業支援の事業が進みますと、超えていくのではないかと思いますよね。その辺りはいかがでしょうか。

(渡邊参事官) 環境省なので、農業振興自体については余り知見がないのですけれども、いわゆる風評被害等も含めて、こうやって福島環境は再生していることを、福島県以外の皆さんにも理解していただけるように情報発信するとか、そういったことが我々のできることなのかなというふうに思いますので、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

(上坂委員長) 自然災害の後どのように復活するかをレジリエンスと言うのですけどね。前の状態よりも上に行くことをスーパーレジリエンスと言うのです。本当に今頑張っていくと、農業のみならずスーパーに行けるのではないかと思います。是非、復活した段階で前の値を公表されて宣伝されて、更に上に行くのだということを世にPRしていただければと思いますね。

農業の再生に関しても特徴ある農産物、例えば京野菜とか鎌倉野菜とか、そういうものの生産があるといいと思うのですけど、どうなのですか。先ほどの新しい場所に食品工業さんは幾つか入っているのでしょうか。

(渡邊参事官) 食品関係の工場うんぬんというのは分からなくて申し訳ないのですけれども。申し訳ありません。

(上坂委員長) 関係者の業者さんですね、そういう方々もかなり入っているのでしょうかね。28ページの絵が新しい農地を作る、再生ゾーンですね、こういうところにはそういう企業さんなんかも入っているのですかね。

(渡邊参事官) これはまだ実証事業の段階ですので、どちらかと言うと農業の加工産業と言う

よりはまず最初の生産ということになります。農地を造成するというので、こちらにまたゆくゆくはそういう産業の集積とかあればいいのですけれども、山間部ですので、もともとそれらを出荷するというような農業形態であったのではないかというふうに思います。ですので、逆に言うと、山間部で平地が少ないということで、ある程度まとまって平地を造成できれば効率化にもつながりますし、生産性の向上ということにはなっていくのだろうなというふうに思います。

(上坂委員長) それから、昨年に福島イノベーションコースト構想も出されて、その中に農業の再生もありました。ですから、正に皆さん除染をやられた方々の実績と復興庁の新しいイノベーションコースト構想とうまく連絡しあって、再生が促進される。その辺りの、チームワークの応援の方も是非よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに。どうぞ。

(佐野委員) 今、上坂委員長が指摘されたように、10年を迎えて、イノベーションコースト構想とか、どのようにあの地域を復興し再生していくのかというのは、各省庁が色々なことを考えているのだろうと思いますが、国交省がイニシアチブの一つを取っておられるのは非常に有り難いことで、是非頑張ってもらいたいと思います。

他方、経産省、厚労省、農水、総務省、内閣府、それから何よりも復興庁など多数の省庁が関係しており、恐らく省庁の壁というのがあるのだろうと思います。ただ、この地域の若い起業家たちが非常にクリエイティブなマインドを持って、新しい再生・復興を成し遂げようとしているのを報道で見ますが、是非そういう動きを後押しするようなお仕事をやっていただきたいと思います。

以上です。

(上坂委員長) ほかに質問とか。どうぞ。

(中西委員) 小さいことなのですが、6ページのところに現時点で除染された地域の図がございましてね。それを数えると岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、それから千葉と7県なのですが、上の方で「帰還困難区域を除き8県全てで」と書いてあるのですが、8県目はどこになるのですか。

(渡邊参事官) 埼玉県です。

(中西委員) 埼玉県が入るのですか。

(渡邊参事官) はい。

(中西委員) そうですか、分かりました。この図、時々見るのですが、分からないなと思

って。

(渡邊参事官) 千葉県との境目の方までだと思います。

(中西委員) 分かりました。ありがとうございます。

それから、最後に佐野委員がおっしゃった「これからの復興に向けて」っていうのは一番大変なところで、今、福島県に帰って来た人っていうのは何パーセントぐらいになるのでしょうか、避難した人も含めて。そこら辺をちょっと教えていただけますか。

(渡邊参事官) 何割かというのはないので、申し訳ないのですけれども。できるだけ帰還したくなるような復興の状況になっていくように、環境省も汗をかきたいというふうに思っております。

(中西委員) 帰還困難とのことで、帰れないのは分かるのですが、ほかのところはどれくらい戻って来るのかということが分かると、これからの未来プランを作ったときに指標みたいになるかなと思ったものですが、そういうデータはどこであるのですか。

(渡邊参事官) 復興庁でまとめているデータがあったかと思います。申し訳ありません。

(上坂委員長) やっぱり皆さん帰還するためにも、インフラがそろわないとなかなか帰還できないことがあるので。今それがそろいつつあるということだと思います。

ほかに御質問とかコメントございますでしょうか。

ないようでしたら、ありがとうございました。

それでは、議題1は以上になります。

次に、議題2について、事務局から説明をお願いいたします。

(竹内参事官) 今後の会議予定について御案内いたします。

次回開催につきましては、日時、2月9日13時から。場所、8号館6階623会議室。議題については調整中であり、原子力委員会ホームページ等の開催案内をもってお知らせいたします。

(上坂委員長) ありがとうございます。

その他、委員から何か御発言ございますでしょうかね。

それでは、御発言ないようですので、これで本日の委員会を終わります。どうもありがとうございました。